

(参照条文)

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一・二 (略)
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- 3 (略)

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

(法第二十九条第一項第三号に掲げる事業)

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、短時間労働者均等待遇推進等助成金及び職場意識改善助成金を支給するものとする。

(短時間労働者均等待遇推進等助成金)

第二十六条 短時間労働者均等待遇推進等助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、その実施する第一号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

- 一 その雇用する短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者をいう。）に対する措置として、医師又は歯科医師による健康診断（労働安全衛生法第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。）を実施する事業主であること。
- 二 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。